

寒河江市道側溝蓋設置グラウンドワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理する道路（以下「市道」という。）について、町会が地域内の生活の安全確保及び道路交通環境の整備を図るため、自らの労力を提供し、市道側溝等に蓋等を設置する場合に、予算の範囲内で材料等を支給する寒河江市道側溝蓋設置グラウンドワーク事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象となる事業及び路線)

第2条 支給の対象となる事業は、町会が施工する地域内の生活の安全確保及び道路交通環境の整備を図るための側溝蓋設置事業とする。

2 支給の対象となる路線は、既に市道の認定を受けた道路で、かつ、既設の側溝等が第3条第1項に規定する規格のコンクリート蓋（以下「蓋等」という。）の設置が可能な構造であり、側溝蓋設置事業に対する当該町会住民の合意が得られている路線とする。

(支給する蓋等の規格及び数量)

第3条 支給する蓋等の規格は、幅362ミリメートルで長さ500ミリメートル（JIS規格250）又は幅412ミリメートルで長さ500ミリメートル（JIS規格300）のいずれかとする。

2 前項に掲げる規格を超えるものであっても、町会で設置することが可能と認められる場合は、この限りでない。

3 支給する蓋等の数量は、一事業当たり概ね10万円に相当する蓋等の数を限度とし、同一町会に対する支給は1会計年度1回を原則とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(支給申請)

第4条 支給を受けようとする町会長は、市道側溝蓋設置事業支給申請書(様式第1号)に事業箇所図を添えて、市長に申請しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、支給の決定を行うものとする。

(事業の着手)

第6条 蓋等の支給の決定を受けた町会は、事業着手前に建設管理課と次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 事業の実施期日
- (2) 事業の安全対策
- (3) 蓋版の送致場所
- (4) 事業参加者の任意傷害保険への加入対応状況
- (5) その他蓋の設置に関し必要な事項

(事業実施者の責務)

第7条 蓋の支給を受けた町会は、支給した蓋以外の当該事業に要する一切の費用を負担するものとする。

2 この事業で生じた問題については、全て町会の責任において解決するものとする。

(事業完了)

第8条 支給を受けた町会は、当該決定に係る蓋の設置を完了したときは、すみやかに事業完了届(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 着工前及び完成写真
- (2) 作業等の状況を記録した写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、事業完了届を受理したときは、現地検査等を行うものとする。

(決定の取消し及び返還請求)

第9条 市長は、支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取消し、支給物品の返還を命ずるものとする。

- (1) 市道認定路線以外の路線に設置したとき。
- (2) この要綱に反したとき。

(蓋等の管理)

第10条 本事業により設置された蓋等については、事業完了以後、市が管理するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

市道側溝蓋設置事業支給申請書

年 月 日

寒河江市長 様

町内等名

代表者住所

氏 名

印

電話番号

地域内の生活の安全確保及び道路交通環境の整備を図るため、市道側溝に蓋を設置したいので、寒河江市道側溝蓋設置グラウンドワーク事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

路線名	市道 線				
事業箇所	寒河江市				
事業延長	延長L = m 片側・両側				
支給要望 蓋版等規格 及び数量	規格 (単位: mm)	① 362×500 (重量 38kg)	② 412×500 (重量 45kg)	③ その他 ×	備考
	数量	枚	枚	枚	

事業箇所図 別添のとおり

市 記 載	現地確認	年 月 日
	事業採択	適・否
	交付内訳	蓋版(規格) 数量 枚 その他(: 個)
	概算金額	円

様式第2号（第5条関係）

市道側溝蓋設置事業支給決定書

年 月 日

事業主体名
氏 名

寒河江市長

印

年 月 日付で支給申請があった側溝蓋設置事業について、寒河江市道側溝蓋設置グラウンドワーク事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

路線名	市道 線				
事業箇所	寒河江市				
事業延長	延長L = m 片側・両側				
支給決定 蓋板等規格 及び数量	規格 (単位: mm)	① 362×500 (重量 38kg)	② 412×500 (重量 45kg)	③ その他 ×	備考
	数量	枚	枚	枚	

寒河江市長 様

町会等名

代表者名 ⑩

事 業 完 了 届

市道側溝蓋の設置を完了しましたので、寒河江市道側溝蓋設置グラウンドワーク事業実施要綱第8条第1項の規定により報告します。

路 線 名	市道 線				
事 業 箇 所	寒河江市				
事 業 延 長	延長L = m 片側・両側				
支 給 決 定 蓋版等規格 及 び 数 量	規 格 (単位：mm)	① 362×500	② 412×500	③ その他	備 考
	数 量	枚	枚	枚	
工 期	年 月 日 から 年 月 日				
完 成 月 日	年 月 日				

- 添付書類
- | | | |
|--|---|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 着工前及び完成写真 (2) 作業等の状況を記録した写真 (3) その他市長が必要と認める書類 | } | 別添のとおり |
|--|---|--------|